

鹿角市地域公共交通運賃協議会の設置について

■経緯等

これまで、道路運送法第9条第4項の規定により鹿角市地域公共交通活性化協議会において協議してきた運賃等について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないようにする観点から、運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加するよう令和5年10月1日に道路運送法が改正された。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新

道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

■設置要綱の制定

道路運送法の改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」）において協議を行う必要があることから、鹿角市地域公共交通運賃協議会設置要綱を制定する。

鹿角市地域公共交通運賃協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法第183号。以下「法」という。)第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金(以下「運賃等」という。)の協議を行うため、鹿角市地域公共交通運賃協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた一般乗合旅客自動車運送の運賃等に関する事項
- (2) その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市長が住民の意見を代表する者として指名する者
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、副市長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する者とする。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の合意をもって決するものとし、合意によって決することができないときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長が必要と認める場合は、書面審議により議事を決することができる。ただし、書面審議により協議会を開催する場合は、委員の過半数からの回答がなければ、議事は成立しない。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、市民部生活環境課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。